

各種補助金の重複支給の取り扱いについて

H 2 4 . 4

地域産業振興課

	実施主体		可否
①	国・団体	県	原則認めない
②	県	県	原則認めない
③	市町村・地域の団体	県	認める

① 国及び団体からの補助金（県からの間接補助を含む）との重複支給

●国からの直接補助、県からの間接補助

●全国規模の団体からの補助金（財源が国費のものなど）

○原則として認めない

○ただし、次の場合に限り、同一事業に対して重複支給を認める

・ 国等の補助事業と対象経費が明確に区分できるもの

・ 政策的に重複支給を前提とする県補助

 国等補助金の嵩上げ、横出しを目的としているもの

 政策上、強く事業実施の促進を図るため特に認められるもの

・ 厚生労働省が所管する雇用増進関連の別紙の助成金

② 県補助金同士の重複支給

○原則として認めない

○補助対象事業と同一事業の場合は、対象経費を区分しても認めない

 ただし、一つの補助事業に複数の補助メニューがある場合は、対象経費ごとの補助を目的としており、今回の検討の対象外である。

③ 市町村及び地域の団体からの補助金

○原則として認める

 その市町村や地域における重複支給可否についての政策的な判断の余地を残すため、県においては認めることとし、実際の重複支給は市町村等の判断に委ねる。

(別紙)

- 厚生労働省が所管する次の新規雇用関係の助成金（地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金）及び地域再生中小企業創業助成金を除く。）の次の助成金は重複支給を認める。
- ただし、その助成金額と県からの補助金額の合算額は、補助対象経費を限度とする。
- なお、次の助成金以外に同趣旨の助成金等がある場合は、同様の扱いとする。

<都道府県労働局関係の助成金>

- ・雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金
- ・特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金、被災者雇用開発助成金）
- ・派遣労働者雇用安定化特別奨励金
- ・試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）
- ・3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金
- ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
- ・精神障害者ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金
- ・発達障害者雇用開発助成金
- ・難治性疾患患者雇用開発助成金
- ・人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）
- ・建設業離職者雇用開発助成金

- 厚生労働省が所管する地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金）及び地域再生中小企業創業助成金は、次により重複支給を認める。

- ・県の補助事業が設備投資への補助を内容としている場合、当該設備投資に係る事業費から地域雇用開発助成金による助成金額を控除した額により、県の補助事業の補助対象経費を算出すること。
- ・県の補助事業が設備投資への補助ではない場合、地域雇用開発助成金額と県からの補助金額の合算額が、補助対象経費以内であることが確認できること。